

視聴履歴等の取扱いに係る検討
に対する御意見について
(2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮 関連)

平成29年5月11日

事務局

	御意見の内容
電子情報技術産業協会	<p>・「1. 要配慮個人情報の推知 ①通知・同意取得」について 「視聴履歴の取り扱いに係る同意を得る場合、通知する事項に、要配慮個人情報の推知は行わない旨を含めることが望ましい。」として通知例の記載があるが、<u>視聴履歴から思想・信条、病歴等の推知を行わないことは法令を順守する意味では当然のことなので、守るべきことが多数あるなかでこれだけをあえて言及しない方が良いのではないか。言及することでそこで記載されていない条件での推知、たとえば「告知していなかった過去は推知していたのか」「視聴履歴以外からは推知しているのか」といった誤認を却って招く事につながる可能性がある。</u> また、「<u>思想・信条、病歴</u>」という言葉は専門家の中では統一見解があるかもしれないが広く国民に告知するとなると人それぞれさまざまな見解解釈を持たれることが想定される。この文言をメーカーが告知するとなると、コールセンターを持っているためその説明対応に追われる可能性がある。<u>①の記載をなくしていただきたい。</u></p> <p>・「1. 要配慮個人情報の推知 全体」について <u>＜記載例＞とは視聴履歴取扱指針等の作成時にそのまま記載することを求めるものか。それともあくまで一例として示されたものか。視聴履歴取扱指針等で定めることが望まれる事項にはこの点がわかるように記載頂きたい。</u> また、記載例があるものは特に重要ということか。</p> <p>・「2. テレビを世帯で共有している場合の配慮 ①、②、③」について <u>本当に本人なのかどうかを受信装置で確認する事は難しい。また、本当に本人から同意を得ているのかどうかを確認する事も同様に難しい。本人である事や、本人から同意を得ている事が必要である旨を注意喚起すれば、本人からのものとみなして良いとするような処置をお願いしたい。本件についてこれまでのWGで先生方からも言及があったように、義務として記載されている部分についても、市場にすでにある受信機で対応可能な内容としていただきたい。</u></p>

御意見の内容

日本放送協会

平成29年3月13日の視聴者プライバシー保護WG第6回会合の際に、宍戸主査から求められた「視聴履歴等の取扱いに係る検討について(2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮)」に関する意見は以下のとおりです。

先ず2ページの「1. 要配慮個人情報の推知」についての意見です。放送分野のガイドラインの検討の過程においても、またパブリックコメントにおいても意見を述べさせていただきましたが、「推知」という言葉は個人情報保護法上も、またガイドライン(共通、放送分野)でも明確に定義されていないため、どのような行為が「推知」に当たるのかはガイドラインの解説編109ページから110ページに記載されている事例を参照するしかないのが実情です。認定個人情報保護団体の指針や業界の自主ルールは、受信者情報取扱事業者が実務において使うものである以上は、「推知」という言葉をあえて用いずに、どのような行為をしてはならず、どのような行為ならばOKなのかを分かり易く記述することが望ましいと考えます。

次に、3ページの「2. テレビを世帯で共有している場合の配慮」についての意見です。まず、「①世帯構成員への周知(再掲)」で、「契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知する」よう、注意喚起することを求めており、これは「本人からの同意取得」をより確実にするための手段を示しているように読めます。このことを踏まえれば、「②同意の主体」の書きぶりも、「世帯構成員の視聴履歴も取得されることについての了解をとった上での本人からの同意」が最も望ましいとの趣旨を明記すべきと考えます。

一方、「⑤世帯でテレビを複数台所有している場合」の記述では、「同一世帯において複数台のテレビを視聴している場合、視聴履歴の取扱いに係る同意の取得及び同意の撤回への対処は、テレビ毎に行えるようにすることが望ましい。」とされており、このページで言う「同意の取得」はテレビの画面上の操作で行うことを想定していると考えます。しかし、リモコンで同意ボタンを押す人が「契約書等の個人情報の本人」であるかどうか、受信者情報取扱事業者側が確認することは実際には難しいと考えます。このため、「②同意の主体」において本人から同意を取得するための最大限の努力を促すことは必要ですが、受信機メーカーなどの意見も聞きつつ、現実的に対応が可能な手段を踏まえた記述にさせていただくよう希望します。

最後に、4ページの「3. 保存期間等」についてです。統計目的で取得した視聴履歴は過去のデータと比較して分析することが必要です。ある期間だけのデータだけでは、その数字の大小や推移がわかりにくいからです。放送分野ガイドラインの解説編52ページに記載されているように、視聴履歴を長期間蓄積することによってプロファイリングのリスクが高まることへの懸念は理解できますが、統計の分析のために必要な期間であれば保存が許容される、あるいは個人情報と紐づかないように匿名加工した情報であれば保存期間の長短を問わない、などと記載することが望ましいと考えます。